



川西薩地区2市4町3村

川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上甌村・鹿島村

法定合併協議会だより

2003
第7号
平成15年7月発行

発行責任者：川西薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川西薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@senseisatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp/

本法定協を休止、新法定協設置へ



▲ 休止を決めた第8回法定合併協議会

あいさつする串木野市長 ▶



使用料、手数料等の調整方針案を提案

第8回川西薩地区法定合併協議会

川西薩地区法定合併協議会は七月十日開いた第八回会議で、川西薩法定協議会を休止することを決めました。

串木野市の離脱の動きをめぐって合併協議に支障が生じ、これ以上の協議と事務の遅れは許されないことや、下甌村の加入を実現するためには、いったん川西薩法定協を休止し、串木野市を除き、下甌村を加えた新たな枠組みによる新法定協を設置し、「先行協議」する必要に迫られたためです。

同日の協議会では使用料、手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、上・下水道事業の取扱いについての調整方針案が提案された後、次回会議の開催を未定の取扱いとし、川西薩法定協を休止しました。

同日新たに発足した川薩地区法定合併協議会は原則として、合併期日の目標（平成十六年十月十二日）など川西薩法定協のこれまでの調整方針、協議結果を引き継ぎます。

休止について森卓朗会長は「昨年十二月に二市四町三村でスタートし、これまで八回の協議会、三百回を超える専門部会等を開き、新しいまちづくりに向かって作業が進められてきたが、このままでは協議を続けるのは困難となり、休止することとなった。串木野市の残留を願い、解散ではなく休止状態にしたい」とあいさつ。一方、串木野市長は「重ねてご迷惑をかけたことをおわびしたい。帰る意思はない」と述べられました。

提案事項

◇使用料、手数料等の取扱いについての調整方針(案)

使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取り扱うものとする。

- ①固有の施設については、当面現行のとおりとする。
 - ②同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。
 - ③差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。ただし、その期間は三年以内を旨とする。
- 手数料については、受益者負担の公平性に基づき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。

◇公共的団体等の取扱いについての調整方針(案)

【関係市町村内の団体等】

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- ①複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- ②①の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- ③①の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努

- めるものとする。
- ④①②③以外は、現行のとおりとする。
- ⑤ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- ①複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- ②①の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- ③①の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- ④①②③以外は、新市においても現行のとおりに加入するものとする。
- ⑤ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

◇上・下水道事業の取扱いについての調整方針(案)

一、水道事業

- ①上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後三年以内を旨に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ②水道料金及び検針
- ③上水道と簡易水道の料金については、合併後三年以内の早い時期に統一できるよ

う調整し、料金体系については、「口径別」とする。

- ②検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年を旨に随時調整する。

③メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ③加入負担金及び手数料

①新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、三年以内を旨に随時調整する。

- ②給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、新市移行後、新たに制度等を制定する。

③給水装置工事検査手数料は、川内市の例による。

- ④開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。

④事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後一年以内を旨に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑤船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

⑥サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後一年以内に調整する。

⑦水道事業運営審査会については、新市に移行後一年以内に調整する。

⑧工業用水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

二、下水道事業

①下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。

- ②負担金等事務

①負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行のとおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。

- ②納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整する。

③口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成十七年四月から口座振替ができるように調整する。

④前納報奨金については、現事業が終了するまでは、現行のとおりとし合併後新市で新事業が開始された時点で調整する。

⑤猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。

- ③下水道整備計画と認可及び財政計画

①下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

②下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

三、温泉事業

①温泉事業については、新市に移行後、会

新市まちづくり計画原案を提案

第7回法定合併協議会(6月26日)



川内市内で開かれた法定協第7回会議

- 計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
 - (1) 検針については、樋脇町の例による。
 - (2) 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
 - (3) 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年以内を目途に調整する。
 - (4) 賦課徴収については、新市に移行後新たに制度を制定する。
 - (3) 量水器については、樋脇町の例による。
 - (4) 工事負担金及び検査
 - (1) 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 工事検査については、新市に移行後新たに制度を制定する。
 - (5) 公衆浴場維持管理については、新市に移

川西薩地区法定合併協議会の第七回会議は六月二十六日、川内市内で開かれ、新市まちづくり計画原案が提案され、新市名称公募結果などの報告がありました。川内市議会議長の交代により原口博文氏が副会長を退任し、後任に今別府哲矢・川内市議会議長が就任しました。

- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後一年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後一年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後速やかに調整する。

提案事項

◇新市まちづくり計画原案

① 新市まちづくり計画とは

合併に際して合併協議会が作成するもので、合併後の新市を建設していくためのマスタープランとして、将来のビジョンや施策の方向性等を示し、まちづくりの基本的な指針となります。

② 計画策定の方針

《計画の趣旨》 本計画は、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・鹿島村の二市四町三村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく基本計画を策定してその実現を図ることにし、二市四町三村の速やかな一体化を目的とし、地域の発展と住民福祉の向上を目的としたものです。

《計画の構成》 本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」「公共施設の基本的な考え方」、基本方針を実現するための「新市一体化躍動プラン」「基本

計画・まちづくり事業計画」「財政計画」等で構成しています。

報告事項

◇新市名称公募結果

募集期間(H15.4.1~H15.5.31)

地区別応募件数	
川西薩地区	704
川内市	338
串木野市	40
樋脇町	98
入来町	72
東郷町	56
祁答院町	23
里村	52
上甌村	10
鹿島村	15
鹿児島県(川西薩地区除く)	44
他都道府県	850
住所不明	0
計	1,598

応募数一覧表	
応募総数	1,598
有効件数	1,449
無効件数	149
応募方法別件数	
応募用紙	228
官製はがき	210
FAX	73
ホームページ	892
持参	163
その他	32
計	1,598
応募名称種類	
応募名称種類	680

◇川西薩地区社会福祉協議会のこれまでの経過

平成十四年十二月十八日に事務局長会議を開催。二市四町四村で川西薩地区社会福祉協議会を構成し、川西薩合併協議会のスケジュールに合わせた形で平成十六年十月に社協合併を進めることなどを協議。

その後、平成十五年七月十日までに計七回の事務局長会議を開催。三月に二市四町三村の各社協の理事会・評議員会において、川西薩地区社協合併協議会設置を議決。

新市まちづくり計画原案のポイント

■新市まちづくりの基本方針

- 新市まちづくりの基本理念 「地域力」が奏でる「都市力」の創出
- 新市が目指す将来都市像 「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」
- 新市まちづくりの基本方針
 - ①コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
 - ②健康でともに支え合うまちづくり（保健福祉）
 - ③地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
 - ④誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
 - ⑤地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
 - ⑥都市力を創生するまちづくり（社会基盤）
 - ⑦みんなですすめる市民参画のまちづくり（市民参画）

■新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取組みます。このプランは基本方針の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

1、「地域力」再生プロジェクト

①地区コミュニティ主体の地域づくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区（地区・小学校区）における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制を目指した「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

②地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進、男女共同参画社会の形成、地域特性を活かした学校教育の推進など。

③地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承、文化的施設の整備・利用促進。

④地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり

救急医療・消防防災体制、福祉サービス体制の充実強化、環境対策の充実など。

2、「都市力」創造プロジェクト

①利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化、定住ネットワークの形成、道路・交通ネットワークの形成、情報通信基盤の整備推進など。

②交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅・串木野駅周辺の整備推進、南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進、中国・韓国・東南アジアとの定期航路の開設、港湾機能の強化、公園・緑地・河川空間の整備推進など。

3、「交流活力」創生プロジェクト

①産業活力を導くまちづくり

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対するの求心力を高めます。

②市域内の連携が盛んなまちづくり

スポーツや地域・コミュニティ間の交流事業の推進、小中学校間の交流推進など。

③市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進、国際交流の推進など。